様式第７号（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和泉市長　あて

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金実績報告書兼請求書

　和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、以下の通り実績報告します。また、補助金額が確定したときは、以下の金融機関の口座に補助金を振り込んでいただきますよう、請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者情報 | 住所 | 〒　　　- |
|  |
| ふりがな |  | TEL | 　　 -　 　 　-(携帯) 　　-　　　 - |
| 氏名※事業者は、社名及び代表者名を記入すること※自署の場合は押印不要、ただし事業者の場合は押印必須 |  |
| E-mail | @ |
| 世帯 ※該当項目に☑ | □子育て世帯　□若者夫婦世帯　□転入世帯　□左記以外の世帯 |
| 交付決定年月日・文書番号 | 　　年　　月　　日　　　和泉環第　　　　号 |
| 交付請求額 | (1)  | 太陽光発電設備（自家消費型） |  | 円 |
| (2)  | 蓄電池 |  | 円 |
| (3) | コージェネレーションシステム |  | 円 |
| (4) | 高効率給湯器 |  | 円 |
| 請求額計 |  | 円 |
| 補助対象設備 | 設置場所※申請者住所と異なる場合記入 | 〒　　　- |
| (1)  | 太陽光発電設備（自家消費型） | 太陽電池モジュール合計出力 |  | ｋＷ |
| パワーコンディショナー合計出力 |  | ｋＷ |
| 補助対象経費（税抜） |  | 円 |
| 交付決定額 |  | 円 |
| (2) | 蓄電池 | 蓄電容量 |  | ｋＷｈ |
| 補助対象経費（税抜） |  | 円 |
| 交付決定額 |  | 円 |
| (3) | コージェネレーションシステム | 補助対象経費（税抜） |  | 円 |
| 交付決定額 |  | 円 |
| (4) | 高効率給湯器 | 補助対象経費（税抜） |  | 円 |
| 交付決定額 |  | 円 |
| 設置期間年月日 | 着工　　　　　年　　月　　日 | 完了　　　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 振込指定口座　※申請者本人の口座をご記入ください。 |
| 金融機関名(ゆうちょ銀行以外) | 銀　行 信用金庫 | 支店名 | 支　店出張所 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | 種別 | 普通　・　当座 |
| 口座名義人カナ |  |
| ゆうちょ銀行 | 記号（５桁） | 番号（最大８桁） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人カナ |  |

**≪添付書類≫ 下記書類を必ず添付してください**

◆共通（※すべての申請で必要です）

[ ]  補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し

[ ]  領収書等の写し若しくはそれに代わるものの写し

[ ]  製造事業者が発行した補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものの写し

[ ] 補助対象設備の設置前・施工後の状況を記録したカラー写真

[ ] 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し

[ ] IZUMIゼロカーボン宣言実施要綱第４条に基づくIZUMIゼロカーボン宣言登録申請書

◆太陽光発電設備・蓄電池の場合

[ ] 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図

[ ] 電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等のFIT・FIP制度による連系でないことの分かる書類)の写し

[ ] （実績報告書提出時に書類が準備できる場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものの写し

[ ] （売電契約を行う場合）電気事業者と契約したことが分かる書類の写し

[ ] （蓄電池のみ）太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類

[ ] （個人宅に設置する場合で、発電出力が3.2kW未満の場合、次のいずれかを添付すること）

蓄電池、高効率給湯器等の設置を確認できる書面または、再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写しまたは、再エネ100％電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し若しくはそれらに代わるものの写し

◆コージェネレーションシステム・高効率給湯器の場合

[ ] （単独で設置する場合）再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し

または、再エネ100％電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し

若しくはそれらに代わるものの写し（既に太陽光発電設備が設置されている場合は不要）

※転入世帯・リース契約の場合は、上記以外の要綱で定める添付書類を必ず添付すること